

## 里親になりませんか？（始めてみませんか子育て!!）

さまざまな事情により、家庭で親と一緒に生活することができない子どもたちがいます。里親とは、このような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい家庭の中で愛情を込めて養育して下さる方です。

### 【里親の種類】

- 養育里親：親と一緒に家庭で生活ができるようになるまで、あるいは、親のいない子ども等が自立できるようにするまで養育する里親
- 短期里親：1年以内の短い期間、一時的に子どもを養育する里親（長期休暇期間中等）
- 専門里親：虐待等により心に傷を受けた子どもを養育する里親（養育里親としての経験と、専門研修の受講が必要）
- 親族里親：祖父母、叔父、叔母など三親等以内の親族による里親

### 【里親になるためには】

- 児童相談所へ申請書を提出していただきます。
- 県の社会福祉審議会の意見にもとづき、県知事が認定・登録します。

### 【里子を養育するには】

- 認定・登録の手続きを経た里親のもとに、里親のご希望や子どもの相性などを考慮して児童相談所が養育を委託します。
- 子どもの生活費や学校教育費などの養育費が公費で支給されます。
- 所得税法上の扶養控除の対象となります。

里親になるためには特別な資格は必要ありません。子どもが好きであり、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育して下さる方を求めています。

お問合せ先 島根県出雲児童相談所 電話 0853-21-0007 FAX 0853-21-0047

## 介護支援専門員（ケアマネジャー）実務研修受講試験

介護支援専門員は介護保険制度で居宅介護支援等を行う専門職種です。

この試験の合格者は所定の実務研修を受講することにより介護支援専門員として従事することができます。

- ▷試験の日時 平成20年10月19日(日)午前10時開始
- ▷会場 島根大学（松江市）県立浜田高等学校（浜田市）
- ▷受験資格 保健・医療・福祉分野で5年以上（要件によっては10年以上）の実務経験を有する者
- ▷受験手数料 7,000円
- ▷申込期間 平成20年7月28日(月)～8月15日(金)当日消印有効
- ▷要項の配布 健康福祉課（仁多庁舎）、町民課（横田庁舎）
- ▷お問合せ先 県庁高齢者福祉課 TEL 0852-22-6520

## 平成21年3月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています（ご遺族の方は対象となりません）。

なお、「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員の方が対象です。

請求書等は、役場町民課の窓口にあります。まだ、請求されていない方は、申請してください。

資格要件等の質問は、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで

（請求に関する「お問合せ」や「ご相談」は無料です。）

無料電話：0120-234-933（月～金、9：15～17：15、土日祝日休）

## 在宅介護を支援する制度があります

重度の要介護高齢者を、在宅で介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とした次の制度があります。

### ◇家族介護用品クーポン券支給事業

#### ■内容

町内の薬局で介護用品を購入できるクーポン券（月額6,250円）を支給します。クーポン券で購入できる介護用品は①紙おむつ ②尿取りパット ③使い捨て手袋 ④清拭材 ⑤ドライシャンプーの5点です

#### ■支給対象者

要介護認定で4または5と認定された高齢者を在宅で介護している町民税非課税世帯の方

#### ■申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証 ②印鑑

### ◇家族介護慰労事業

#### ■内容

家族介護を慰労するために年額10万円を支給します

#### ■支給対象者

要介護認定で4または5と判定された高齢者を在宅で介護している町民税非課税世帯の家族の方で、過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった場合です。ただし、過去1年間で合計1週間までのショートステイ（短期入所）利用や合計90日間未満の入院はかまいません。

#### ■申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証 ②印鑑 ③振込口座の分かるもの

## 介護保険サービスの利用者負担が軽減される制度があります

仁多福祉会・よこた福祉会の介護保険サービス利用者の方で、次のサービスを利用している方は、利用者負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）が軽減される制度があります。

### 1. 軽減の対象となる介護サービスの種類と費用

介護サービスの種類	軽減される利用者負担額
特別養護老人ホームへの入所	介護サービス費、食費、居住費
特別養護老人ホームなどへのショートステイ(短期入所生活介護)	介護サービス費、食費、滞在費
デイサービス（通所介護）	介護サービス費、食費
ホームヘルプサービス（訪問介護）	介護サービス費

### 2. 軽減の対象者

世帯全員が市町村民税非課税であり（特別養護老人ホーム入所者の方は出身世帯も含む）、以下の5つの要件を全て満たしている方のうち、総合的に勘案し、生活が困難な者として町が認められた方

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること（遺族年金・障害年金等や仕送りなど全ての収入を含む）
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること
3	日常生活に供する資産(居住家屋等)以外に活用できる資産がないこと
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと(市町村民税課税者の扶養家族になっていない)
5	介護保険料を滞納していないこと

—このページの制度のお問合せは— 健康福祉課 介護保険係 有線 31-5122 電話 54-2781  
—申請窓口は— 健康福祉課（仁多庁舎）、町民課（横田庁舎）